資料2

第5次環境基本計画　施策体系等（案）

第4次（現計画）の施策体系

○現計画の施策の展開方向

Ⅰ　環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復

(1) 環境放射線モニタリングの実施
- ○きめ細かな監視・測定

(2) 除染等の推進
- ○総力を結集した除染等の推進
- ○除染等に伴い発生した除去土壌等の管理
- ○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の輸送の安全確保

(3) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進
- ○汚染廃棄物の適正処理
- ○災害廃棄物の適正処理

2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保
- ○県内の原子力発電所の全基廃炉の要請と安全確保
- ○原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングの実施
- ○県民への迅速かつ分かりやすい情報提供の実施

Ⅱ　美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 低炭素社会への転換

(1) 温室効果ガス排出の抑制
- ○温室効果ガス削減に向けた県全体としての取組
- ○県民総ぐるみの省資源・省エネルギー対策の推進
- ○環境負荷の少ないまちづくりの推進
- ○森林整備の推進
- ○その他の温室効果ガス削減に向けた取組

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用
- ○再生可能エネルギーの普及拡大
- ○エネルギーの有効利用

(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化
- ○再生可能エネルギー関連産業の育成・集積
- ○再生可能エネルギー分野における技術の開発と普及促進

(4) 福島新エネ社会構想の実現
- ○再生可能エネルギーの導入と活用
- ○スマートコミュニティ構築の推進
- ○水素社会に向けた取組の推進

2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換
- ○地球にやさしいライフスタイルの推進
- ○県民運動と連携した環境保全活動の推進

(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用
- ○あらゆる分野での廃棄物等の発生抑制の推進
- ○廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用（3R）の促進
- ○食品ロスの削減に向けた取組の推進

(3) 廃棄物の適正な処理
- ○県民への正しい知識の普及啓発
- ○業者への監視・指導の強化
- ○不法投棄防止対策の強化
- ○不適正処理事案対策の早期処理
- ○災害により発生した廃棄物の適正処理

(4) 環境と調和した事業活動の展開
- ○環境にやさしい事業活動の促進
- ○環境負荷低減に資する取組の創出・育成
- ○環境と共生する農林水産業の促進
- ○中小企業への支援
- ○環境保全のための施設整備支援

3 自然共生社会の形成

(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい
- ○自然公園等での自然環境の保全推進
- ○自然環境の保全に関する普及啓発の推進
- ○身近な自然環境の保全の推進
- ○森林や農地等のもつ多面的な機能の確保
- ○自然とのふれあいの場の整備促進
- ○各種情報の提供等の促進

(2) 有害鳥獣対策
- ○有害鳥獣対策の強化

(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用
- ○野生動植物の保護・救護の取組の推進
- ○外来種からの生態系や県民生活への被害防止
- ○生物多様性の恵みの持続可能な利用

(4) 地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の回復に向けた適切な保全
- ○地震・津波により影響を受けた自然環境の回復に向けた適切な保全
- ○地震・津波により影響を受けた生物多様性の回復に向けた適切な保全

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全
- ○尾瀬地区の自然環境保全の促進
- ○裏磐梯地区の自然環境保全の促進

(6) 猪苗代湖等の水環境保全
- ○水環境悪化の防止
- ○関係機関との連携の推進

4 良好な生活環境の確保

(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策
- ○大気環境保全対策の推進
- ○水環境保全対策の推進
- ○土壌汚染対策の推進
- ○騒音、震動、悪臭の被害防止
- ○オゾン層保護の推進

(2) 化学物質の適正管理等
- ○化学物質による環境汚染の未然防止
- ○化学物質リスクコミュニケーションの推進

(3) 公害紛争等の対応
- ○公害苦情等への適切な対応
- ○公害紛争の迅速かつ適切な解決

(4) 大規模な開発行為への対応
- ○大規模な開発行為への事前指導
- ○環境影響評価制度の運用等による環境保全

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築
- ○環境教育の充実と指導者の育成
- ○県域を越えた取組の推進
- ○参加と連携・協働による環境保全・回復活動の推進

(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- ○自然景観や歴史的景観の保全、継承
- ○景観形成活動の促進
- ○環境美化活動の促進

(3) 情報の収集と提供
- ○情報の収集・提供機能の強化
- ○分かりやすい情報の提供
- ○国内外への情報の発信
- ○環境創造センターの活用

---

①
帰還困難区域を除き、生活圏などでの面的除染は完了。
除去土壌等の適正な管理と搬出、仮置場の原状回復や除染後のフォローアップなどに関する市町村等への支援や、帰還困難区域における除染が重要になってくることから、引き続き項目設定する。

②
中間貯蔵施設における安全・安心の確保や、搬入された除去土壌の県外最終処分が、国の責任において確実に実施されるよう確認することが重要であるため、項目を新設する。

③
モニタリングの重要性を鑑み文言を追加する。

④
施策の重要性を鑑み、文言を追加する。

⑤
温暖化に対する取組は、「低炭素社会への転換」による温室効果ガスの排出等だけでなく、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、被害を最小限に食い止めるための「適応策」も重要となることから、より包括的な項目「地球温暖化対策の推進」へと変更する。

⑥
地球温暖化対策の更なる推進のため、項目名を見直す。

⑦
気候変動に対する適応について新たな項目として追加する。

⑧　文言整理

⑨
震災から9年が経過し、自然環境等に配慮された復旧工事等について、概ね着手及び完了していることから、震災による自然環境及び生物多様性の回復を目的とした項目は（1）、（3）へとそれぞれ取り込む。

⑩　文言整理

⑪
グリーン復興構想の策定を受け、項目名を見直す。

⑫
・SDGsとの関連付けの検討。
・ウィズコロナ、ポストコロナの観点を踏まえた必要な施策を検討。

第5次（新計画）の施策体系（案）

Ⅰ　環境回復の推進

1 放射性物質による環境汚染からの回復
- (1) 環境放射線モニタリングの実施と**きめ細かな情報発信**
- (2) 除染等の推進
- (3) **中間貯蔵施設事業の推進**
- (4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進

2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保

Ⅱ　美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

1 地球温暖化対策の推進
- (1) **県民総ぐるみの温室効果ガスの排出削減**
- (2) 再生可能エネルギーの**更なる**普及拡大と**地域における**エネルギーの有効利用
- (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化
- (4) 福島新エネ社会構想の実現
- (5) **気候変動への適応**

2 循環型社会の形成
- (1) 環境に**配慮した**ライフスタイルの**推進**
- (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用
- (3) 廃棄物の適正な処理
- (4) 環境と調和した事業活動の展開

3 自然共生社会の形成
- (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい
- (2) **野生鳥獣被害対策**
- (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用
- (4) **国立・国定公園等の保全と適正な利用**
- (5) 猪苗代湖等の水環境保全

4 良好な生活環境の確保
- (1) 大気、水、土壌等の環境保全対策
- (2) 化学物質の適正管理等
- (3) 公害紛争等の対応
- (4) 大規模な開発行為への対応

5 環境ネットワーク社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- (1) 環境教育・学習の推進、参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築
- (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
- (3) 情報の収集と提供